

(全体協議会及び役員会の開催)

第 23 条 全体協議会は年 2 回（10 月・4 月）開催し、役員会は年 2 回（9 月・3 月）に開催し、開催地区は役員会にて決定する。



第 23 条 全体協議会は年 3 回（3 月・7 月・11 月）開催し、役員会は年 3 回（2 月・6 月・10 月）に開催し、開催地区は役員会にて決定する。